

# 沖縄県立普天間高等学校PTA会則

## 【名称および事務局】

第1条 本会は、普天間高等学校PTAと称し、事務局を同校内におく。

## 【目的および事業】

第2条 本会は、本校教育の発展にむけ学校と家庭が協力し合い、生徒の健全育成を図るとともに会員の親睦と教養を高めることを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦、文化活動に関すること。
2. 生徒の校外生活指導に関すること。
3. 生徒の福利厚生、教育環境の充実に努める。
4. 会員の教養を高めるための研修に関すること。
5. その他、本会の目的達成に必要な事項。

## 【会員および組織】

第4条 本会の会員は次の者とし、全て会費を納めなければならない。

1. 本校に在籍する生徒の保護者または、これに代わる者。
2. 本校に勤務する職員。
3. 本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者で会長の承認を得た者。

第5条 本会に次の各種委員会及び協力隊を設置する

1. 学年委員会
  - (1) 1学年委員会
  - (2) 2学年委員会
  - (3) 3学年委員会
2. 専門委員会
  - (1) 企画委員会
  - (2) 広報委員会
3. 協力隊
  - (1) パトロール隊
  - (2) サポート隊

第6条 各種委員会及び協力隊の任務は次の通りとする

1. 学年委員会……各学年行事に関すること。

## 2. 専門委員会

- (1)企画委員会・・・会員の福利厚生・研修(講座・講演会等)の企画運営に関すること。
- (2)広報委員会・・・広報に関すること。

## 3. 協力隊

- (1)パトロール隊・・・夜間巡回指導等に関すること。
- (2)サポート隊・・・PTAが主催する各種行事における作業に関すること。

## 【役員】

第7条 本会に次の役員をおく。

1. 会長・・・1名
2. 副会長・・・4名(1名は教頭)
3. 顧問・・・若干名
4. 幹事・・・若干名

## 【役員を選出】

第8条 役員を選出方法は次の通りとする。

1. 会長、副会長は、評議員会において選出し総会において承認を得る。
2. 顧問は、校長をもって充てる。但し必要により会長が委嘱することができる。
3. 幹事は、校長の推薦により会長が任命する。

## 【役員の任期および任務】

第9条 役員任期は1年とし再任を妨げない。また、補欠によって就任した役員任期は前任者の残任期間とする。

第10条 役員任務は、次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 顧問は、会務についての指導助言をするものとする。
4. 幹事は、会長の命により会務を掌理する。

## 【会計および監査員】

第11条 本会に会計を1名おく。

1. 会計は、本会の経理事務をつかさどる。
2. 会計は、評議員会にて承認し採用する。
3. 会計は、会長と1年間の雇用契約を結ぶものとし、更新することができる。

第12条 本会の一般会計と特別会計を監査するため、監査員を若干名おく。

1. 監査員は評議員会にて選出し、総会にて承認を得る。
2. 監査員の任期は1年とし、必要あるときに会議への報告を行う。

### 【役員の手当て並びに旅費】

第13条 本会の役員の手当て並びに旅費については別に定める。

### 【評議員の選出と任務】

第14条 各学級に評議員を1名程度おく。

1. 評議員は、各学級会員より互選または担任の推薦により決定する。
2. 全評議員、教職員代表により各学年委員会および各専門委員会を総会終了後すみやかに編成し運営にあたる。(評議員は学年委員、専門委員を兼ねる)
3. 各種委員会(各学年委員会、各専門委員会)の中から委員長1名、副委員長1名、を互選する。
4. 評議員の任期は、選出されてから学年度末までとする。(但し委員長は総会まで)

### 【会 議】

第15条 本会の会議は次の通りとし、会議の招集は会長が行う。

1. 総 会
2. 評議員会
3. 委員長会
4. 各委員会

### 【総会と決議事項】

第16条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成され毎年1回開催する。但し会長が必要と認める時は臨時に開くことができる。

第17条 総会の決議事項は、次の通りとする。

1. 会務報告
2. 予算および決算の承認
3. 事業計画の承認
4. 会長、副会長および監査員の承認
5. 会則の改廃に関する事
6. その他、必要と認める事項

第18条 総会は議長団が議事を進行し、議事は出席者の過半数で決する。

### 【評議員会と審議事項】

第19条 評議員会は、総会に次ぐ第二の議決機関であり役員および評議員、教職員代表、会計で構成され、必要に応じ随時開催する。

第 20 条 評議員会の審議事項は次の通りとし、出席者の過半数で決する。

1. 予算および決算の審議
2. 事業計画案の審議
3. 会長、副会長および監査員の選出
4. 会則の改廃に関する審議
5. 会計、各種委員長の承認、その他必要と認める事項

#### 【委員長会】

第 21 条 委員長会の構成は次の通りで、必要に応じ評議員会の付議事項を検討する。

1. 会長、副会長、および各種委員長(各学年委員長、各専門委員長)によって構成。
2. 必要に応じ顧問、幹事、会計を招集できる。
3. 委員長会は、必要に応じ正副会長の選考にあたる。

#### 【各委員会】

第 22 条 各学年委員会・各専門委員会は、委員会活動を推進するために随時開催する。  
必要に応じ会長・副会長も参加するものとする。

#### 【経費】

第 23 条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

第 24 条 本会の会計は一般会計と特別会計からなる。

#### 【臨時職員の採用】

第 25 条 本会に次の臨時職員を採用することができる。その場合、会長との雇用契約を交わすこととする。

1. PTA 進路及び図書館補助
2. その他、役員が必要と認めた職員。

#### 【慶弔および表彰】

第 26 条 慶弔および表彰に関する規定は別に定める。

#### 【会計年度】

第 27 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

付 則 1.この会則は、昭和 51 年 5 月 29 日から施行する。  
2.この会則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。  
3.この会則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

- 4.この会則は、平成3年4月1日から施行する。
- 5.この会則は、平成9年4月1日から施行する。
- 6.この会則は、平成14年4月1日から施行する。
- 7.この会則は、平成15年4月1日から施行する。
- 8.この会則は、平成20年5月17日から施行する。
- 9.この会則は、平成26年5月11日から施行する。
- 10.この会則は、令和1年5月19日から施行する。

# 慶弔及び表彰に関する規定

(沖縄県立普天間高等学校PTA)

(慶弔及び見舞い金)

第1条 本校の会員が災害等にあつた場合は見舞い金をおくる。

第2条 次の場合は香典料をおくる。

- (1) 本会の会員及び生徒が死亡した場合。
- (2) 本会の役員(正副会長)の一親等のものが死亡した場合。
- (3) その他、役員が認める場合。

(褒賞)

第3条 本校に1カ年以上勤務し、定年退職した場合記念品を贈る。

第4条 本会の役員として活躍したものは沖縄県高等学校連合会の功労者として推薦することができる。

(表彰)

第5条 本会の目的遂行に努力し本会の発展に貢献したものに対して表彰することができる。

第6条 表彰の種類は次の通りとする。

- (1) 表彰状
- (2) 感謝状

第7条 表彰の対象は次の通りとする。

- (1) 通算2年以上本会の役職にあつたもの及び会員で、PTA活動に顕著な功績があり、他の模範として本会の発展に寄与したもの。
- (2) その他表彰に値すると認められる業績、あるいは行為のあつた個人または団体。

第8条 表彰の決定と実施は次の通りとする。

- (1) 被表彰者は表彰委員会(顧問、正副会長、幹事で構成)で決定する。
- (2) 表彰は、会長名、校長名、または会長と校長の連名で行う

第9条 表彰は定期総会で行うものとする。但し、必要があるときは臨時に表彰することができる

第10条 この規定の改正の必要がある時は、総会または評議員会で行う。

付 則

1. この規定は1989年(平成1年)5月20日から施行する。
2. この規定は1996年(平成8年)5月18日から施行する。
3. この規定は2014年(平成26年)5月11日から施行する。